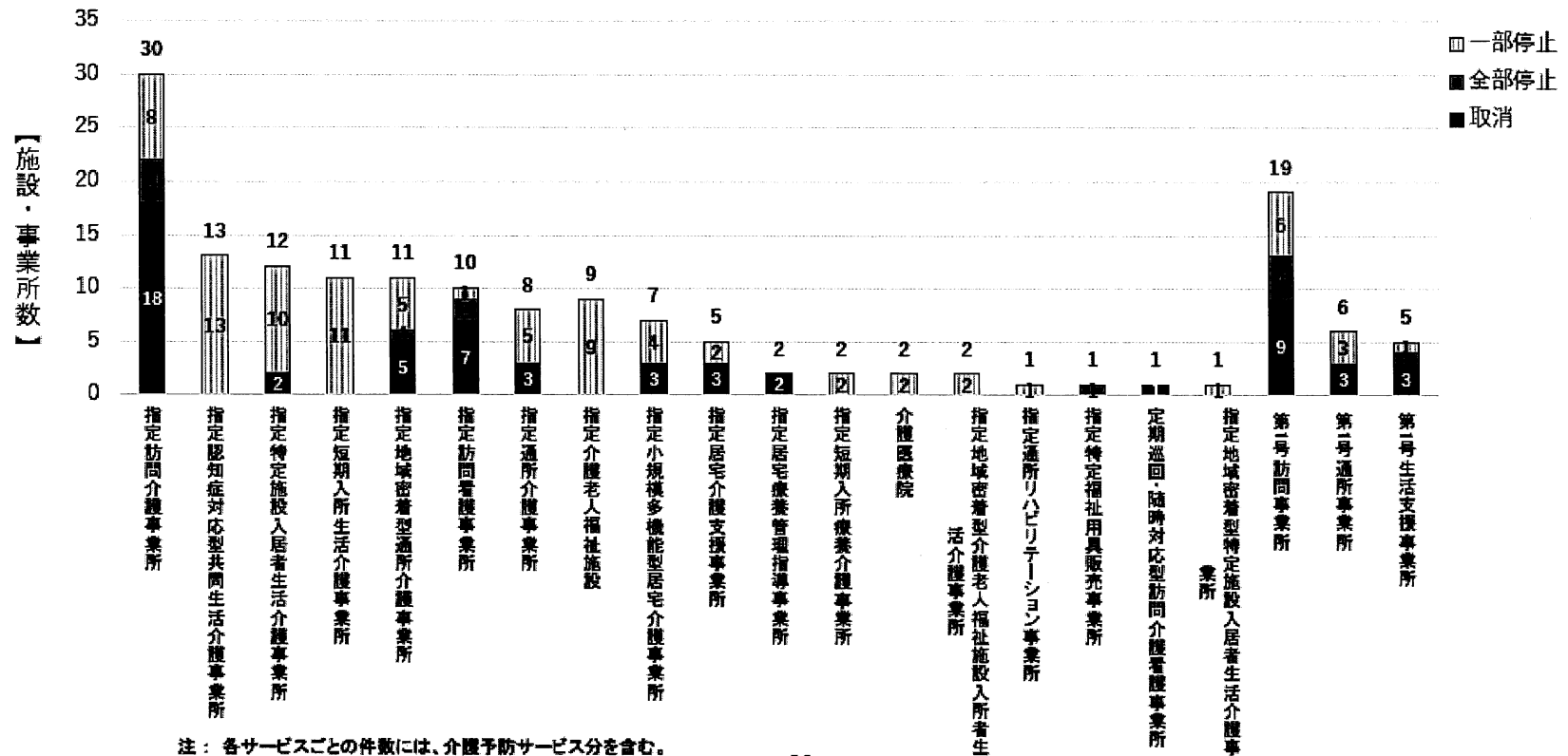


令和 8 年度 地域密着型サービス事業所等集団指導 連絡事項等

指定取消等行政処分状況について 【 令和 8 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より 】

**図4-2. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数内訳
【サービス別】(令和6年度)**

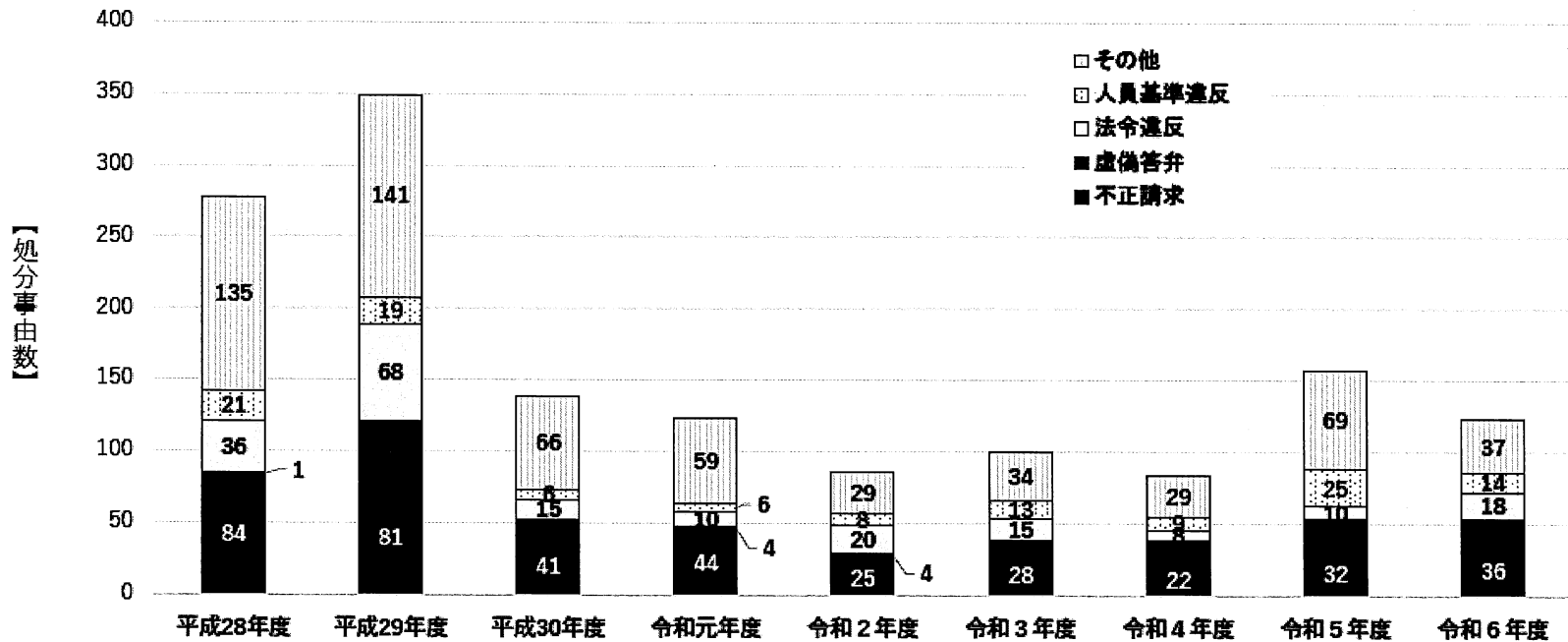


(3) サービス種別ごとの状況【図4-2】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が30件と最も多く、つづいて指定認知症対応型共同生活介護事業所13件、指定特定施設入居者生活介護事業所が12件等となっている。

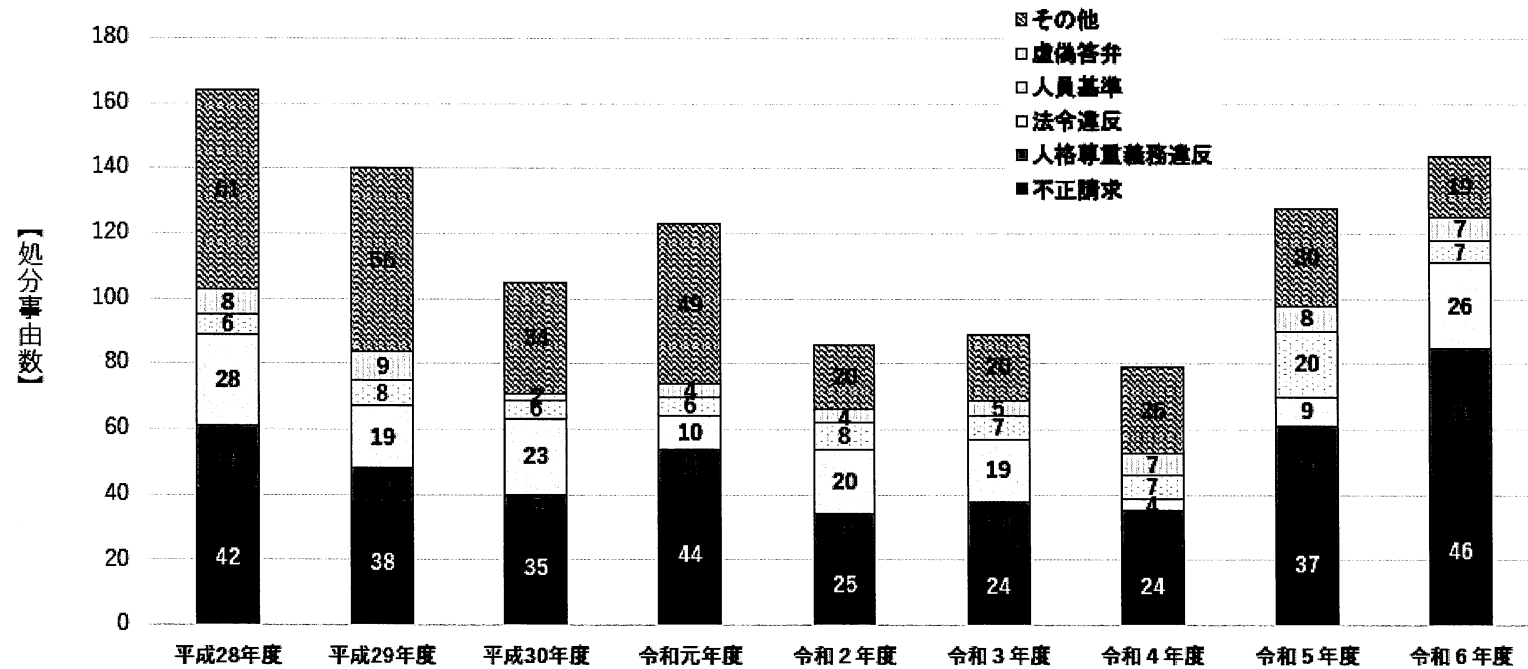
*上記の件数には介護予防サービスがある場合にはそれを含む。

図5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



注: 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



注: 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

- 28 -

(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、虚偽答弁となっている。

* 1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

指定取消等行政処分の具体的内容について

令和 7、8 年度（地域密着型サービス）処分通知等より

事例 1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護（福岡県）

1 処分の内容

(1) 処分の内容 指定の一部効力の停止 3 ヶ月

（新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限を 7 割に制限）

(2) 処分期間 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

2 処分の理由

不正請求（法第 78 条の 10 第 8 号）

令和 5 年 6 月から令和 7 年 1 月までの間、届出している所在地と異なる有料老人ホーム内で運営を行い、当該有料老人ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたのにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに不正に介護報酬を請求し、受領したこと。

3 経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させるほか、法第 22 条第 3 項の規定により、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。

提供時間中に必ず 1 人以上の配置をしなければならない介護職員について、未配置あるいは配置時間が不足している日数が少なくとも 365 日あった。

事例 2）地域密着型通所介護（宮崎県）

1 処分の内容 指定の取消し

2 指定取消通知日 令和 7 年 8 月 27 日

3 効力発生日 令和 7 年 9 月 16 日

4 処分理由

(1) 不正請求（法第78条の10第8号及び法第115条の45の9第2号に該当）

- ・看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。（令和6年8月～9月）
- ・指定を受けた場所ではなく、関連施設である住宅型有料老人ホームで通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で提供していたものとして、不正に介護報酬を請求した。（令和5年10月～令和6年8月の28日間）
- ・算定要件を満たしていないにもかかわらず、下記加算を不正に請求した。

①個別機能訓練加算（令和5年8月～令和6年8月）

②口腔機能向上加算（令和5年8月～令和6年8月）

③選択的サービス複数実施加算（令和6年1月～3月）

④サービス提供体制強化加算（令和6年4月～9月）

⑤介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和5年4月～令和6年3月）

(2) 虚偽報告（法第78条の10第9号及び第115条の45の9第3号）

- ・勤務実績のない看護職員について、従事していたとする虚偽の勤務表を提出した。

(3) 虚偽答弁（法第78条の10第10号及び第115条の45の9第4号）

- ・監査の際、勤務実績のない看護職員について「勤務していた」と虚偽の答弁を行った。

5 返還額

¥4,909,154 円（法第22条第3項の規定による加算金（40/100）を含む。）（他市町村の返還額については、精査中）

地域密着型通所介護（富山県）

1 指定取消年月日 令和8年4月30日

2 処分の理由

(1) 不正の手段による指定（法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第1項第5号）

常勤の生活相談員として勤務できる見込みがないことが明らかであったにもかかわらず、常勤の生活相談員として勤務させ

ているかのように申請書等に虚偽の記載をし、指定申請を行い、これをもって人員基準を満たさないまま不正に事業所に係る指定の更新を受けた。

(2) 虚偽報告（法第78条の10第1項第9号及び第115条の45の9第1項第3号）

監査において、当該生活相談員が勤務していないにもかかわらず、勤務しているかのような虚偽の内容を記載した出勤簿を提出した。

事例3）小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（石川県）

1 処分理由

不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の19第1項第7号）

2 処分の原因となる事実

令和7年2月、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所において、人員配置を偽り不正請求をしているとの公益通報が寄せられた。市は介護事業所の運営実態を確認するため、法に定める立入検査を実施した。

その結果、令和5年6月から令和6年3月の間、配置基準として定められている看護職員を配置していなかった。

また、令和5年7月から令和6年4月分について人員基準欠如により介護報酬を減算すべきところ減算せず請求し、受領した。

さらに、人員基準欠如の場合算定できないサービス提供体制強化加算について算定し、介護サービス費及び介護予防サービス費を不正に請求し、受領した。

3 事業者に対する経済上の措置

返還請求額 17,947,914 円（不正請求額 12,819,939 円 加算額 5,127,975 円）

不正請求を行い受領していた介護サービス費等及び法第22条第3項の規定に基づき、当該金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

事例4）認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（岡山県）

1 処分内容 指定の一部の効力の停止6月（介護報酬の請求上限7割）

2 処分期間 令和8年4月1日から同年9月30日まで

3 指定の一部の効力の停止の原因となる事実

○人格尊重義務違反

施設職員による、入居者への暴言、座り込んでいる入居者の腕を引っ張って倒し引きずる等の行為が確認された。

○不正請求

令和4年11月から令和5年10月、令和6年3月、令和6年7月及び令和7年2月の期間、9人定員の共同生活介護に10人入居させ、定員を超過していたにもかかわらず、定員超過減算を適用せずに介護報酬を請求し、受領した。

不正請求額 22, 233, 580円（うち保険請求額 19, 958, 328円）

○運営基準違反

令和4年11月から令和5年10月、令和6年3月、令和6年7月及び令和7年2月の期間、正当な理由もなく規定されている定員を超過していた。

○法令違反

介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型生活介護事業所において、上記の不正があった。

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（福岡県）

1 処分の内容

(1) 処分の内容 指定の一部効力の停止 3ヶ月（介護報酬請求上限を7割に制限）

(2) 処分期間 令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

2 処分の理由

(1) 人員基準違反

計画作成担当者として届出た職員の勤務実態がなかった。

(2) 不正請求

計画作成担当者の配置が適正に行われていないにもかかわらず、介護報酬の減算を行わずに請求を行った。

(3) 法令違反

介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型生活介護事業所において、不正請求が行われた。

3 経済上の措置

経済上の処置として、介護報酬の不正請求相当額に加算金（100 分の 40 を乗じて得た額）を加えた額を請求した。
併せて利用者から徴収した利用者負担金の過払い分については、利用者への返還を求めた。

返還対象期間 令和 7 年 6 月～9 月サービス提供分 返還請求額 ￥7,161,578 円

事例 5）看護小規模多機能型居宅介護（大阪府）

1 指定取消年月日 令和 7 年 11 月 30 日

2 指定取消の理由

人格尊重義務違反【介護保険法第 78 条の 10 第 6 号】

(1) 令和 5 年 12 月 9 日に 1 名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。

(2) 令和 6 年 4 月 18 日に 1 名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行い、令和 6 年 4 月 20 日に同じ高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。

(3) 虐待を行った従業者が、(当時) 代表取締役であった。

事例 6）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（愛知県）

1 処分の内容

指定の一部効力停止（新規利用者受入停止 3 か月間（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで））

2 処分の原因となる事実

介護従業者が利用者の頭部を平手打ちした。

虐待発生直後の対応については、前管理者から加害者に対する口頭注意にとどまり、法人としての組織的対応や、利用者の担当変更等は行われなかった。虐待防止委員会の開催も 1 か月後と遅れており、その後に行政への報告が行われたことから、初動対応及び報告体制等が不十分な状況であった。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（和歌山県）

- 1 処分の内容 指定の一部効力停止（新規利用者受入停止、報酬上限 7 割）
- 2 指定の一部効力停止期間 令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで
- 3 処分理由

不正請求（法第 7 8 条の 1 0 第 1 項第 8 号）

地域密着型特別養護老人ホームにおいて、令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 月 2 3 日までの間、配置した介護支援専門員は併設する通所介護事業所で介護職員として、ほぼ常勤勤務していた。管理者及び事務長は、この事実及び介護報酬が減算になることを知っていたのにもかかわらず、その手続きを行わず、不正に介護報酬を請求した。